

令和8年2月10日

## 令和7年度第5回新潟地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

### 記

- 1 日 時 令和8年3月18日（水）午後2時00分～
- 2 場 所 新潟美咲合同庁舎2号館 2階 労働局会議室  
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号（電話 025-288-3504）
- 3 議 題 (1) 特定最低賃金改正の意向表明  
(2) 令和7年度 各種最低賃金周知広報実施状況報告  
(3) 令和8年度 審議会日程  
(4) 令和8年度 実地視察  
(5) その他
- 4 傍聴者 10名まで 傍聴を希望される方は「5 要領」によりお申し込み下さい。
- 5 要 領 (1) 傍聴を希望される方は、審議会の名称及び開催日、住所、氏名、電話番号、及び所属を御記入の上、はがきにより下記へお申し込み下さい。  
※締切りは、令和8年3月13日（金）17時必着です。

はがきの宛先：〒950-8625 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

新潟美咲合同庁舎2号館3階

新潟労働局労働基準部賃金室 あて

- (2) 希望が多数の場合は抽選といたします。  
抽選の結果、当選された方に対しては、後日電話により連絡いたします。  
車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添え下さい。  
また、介助の方がおられる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添え下さい。
- (3) 当日は、審議会の開始15分前までにお越し下さい。審議会の開始後の入室は認められませんので、御注意下さい。  
なお、入室の前に御応募された本人であることを確認させていただく場合がありますので、本人であることが確認できるものを御持参下さい。

6 その他の

- ・傍聴される場合は、別添の遵守事項を厳守してください。

担当： 新潟労働局労働基準部賃金室

電話： 025(288)3504

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真の撮影、録画及び録音機材の使用は御遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れのあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、新潟地方最低賃金審議会長及び新潟地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようにお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為が行われた場合については、退場していただことがあります。